

市第65号議案

公会堂の指定管理者の指定

次のように公会堂の指定管理者を指定する。

令和 5 年12月 7 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市開港記念 会館	中区太田町2丁 目23番地	ソーシャルアカデミックマネ ジメント 代表者 株式会社神奈川新聞社 代表取締役 社 長 須藤 浩之	横浜市公会堂条例の 一部を改正する条例 (令和4年12月横浜 市条例第43号)の施 行の日から令和11年 3月31日まで
横浜市金沢公会 堂	西区北幸二丁目 9番14号	相鉄企業株式会社 代表取締役 社 長 齊藤 淳	令和6年4月1日か ら令和11年3月31日 まで
横浜市港北公会 堂	埼玉県行田市行 田22番10号	港北公会堂運営管理グループ 代表者 株式会社サンワックス 代表取締役 社 長 野原 治人	同

提 案 理 由

横浜市開港記念会館等の指定管理者を指定したいので、地方自治
法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

参 考

ソーシャルアカデミックマネジメントの構成員

- 1 中区太田町 2 丁目 23 番地
株式会社神奈川新聞社
代表取締役社長 須藤 浩之
- 2 神奈川区六角橋三丁目 27 番 1 号
学校法人神奈川大学
理事長 石 渡 卓
- 3 西区北幸二丁目 9 番 14 号
相鉄企業株式会社
代表取締役社長 齊 藤 淳

港北公会堂運営管理グループの構成員

- 1 埼玉県行田市行田 22 番 10 号
株式会社サンワックス
代表取締役社長 野 原 治 人
- 2 東京都杉並区上高井戸 2 丁目 17 番 27 号
一般社団法人アーツスプレッド
代表理事 三 谷 温

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければ

ならない。

(第 7 項から第 11 項まで省略)